

芝山町町勢要覧作成業務事業者評価基準

1. 趣旨

この基準は、芝山町町勢要覧作成業務に関する企画提案のうち、最も優秀な企画提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法及び評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について、各評価項目における評価基準に基づき書類審査を実施する。

(2) 2次審査（カンパ及びプレゼンテーション・ヒアリング）

提出されたカンパにおいて、プレゼンテーションと、評価委員によるヒアリングを実施し、評価基準に基づき審査する。

(3) 受託候補者の決定方法

1次審査と2次審査の点数を合計し、合計点が最も高い事業者を受託候補者とし、2位となった事業者を次点とする。

また、受託候補者及び次点事業者となるには、評価委員による評価項目の採点において、以下の条件を全て満たす必要がある。

- ・ 1次審査の評価項目の採点において、小計（40点満点）の6割（24点）以上の得点を有すること
- ・ 2次審査の評価項目の採点において、小計（60点満点）×審査委員6人（360点満点）の6割（216点）以上の得点を有すること

※ 1次審査の採点において、条件を満たさなかった事業者については、2次審査を実施しないものとする。

※ 1次審査と2次審査の合計点が同一の場合は、委員長の決するところとする。